

平成 29 年度 第 1 回赤穂市障害者自立支援協議会

- 1 開催日時：平成 29 年 6 月 30 日(金)15:30～
- 2 開催場所：市役所 6 階大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
小寺康雄、岡田憲明、深井光浩、大野孝彦、木村佳史、長谷部隆司、溝端善子、富田千賀、中川裕美子、小田正勝、入潮賢和、勝原建夫、前田智子
 - (2) 委員外
大内賢人（赤穂市障がい者福祉長期計画策定業務委託事業者）
 - (3) 事務局
西田健康福祉部長、松本社会福祉課長、宍戸障がい福祉係長、児島柳井里映（赤穂市障がい者基幹相談支援センター相談員）
- 4 報告事項
 - 1) 第 4 期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況（平成 28 年度）について【資料 1】
 - 2) 新規事務所の開設について【資料 2】
 - 3) 赤穂市障がい者基幹相談支援センターの運営状況について【資料 3】
 - 4) 各施設等における一般就労状況について【資料 4】
 - 5) 優先調達の進捗状況について【資料 5】
 - 6) 障がい者手帳所持者数について【資料 6】
- 5 協議事項「赤穂市障がい者福祉長期計画の策定について」
 - 1) 第 5 期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて【資料 7】
 - 2) 計画策定の概要及びスケジュールについて【資料 8】
 - 3) アンケート調査等の実施について【資料 10、11、12】
- 6 情報提供・意見交換
 - 1) 西播磨障害者就業・生活支援センター「登録者、就職者の推移・状況」
- 7 閉会

事務局 それでは時間が参りましたので、ただ今より、平成 29 年度第 1 回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。

 本協議会は、協議会設置要綱第 7 条の規定で公開することとなっておりますが、本日は傍聴の申し出はございません。

 (欠席者・職務代理者紹介、資料確認)

 それでは、次第に従って進めさせていただきます。

 次第 2、健康福祉部長より、ごあいさつ申し上げます。

部長 本年 4 月より健康福祉部長に着任いたしました。

 本日は今年度 1 回目の協議会開催ということで、お忙しいところお集まりいただ

きありがとうございます。

委員の皆様には、昨年より任期2年目になりますが、引き続きよろしくお願いたします。また、今年度、異動等で新たに就任いただいた方も、1年間どうぞよろしくお願いたします。

本協議会は、お手元の設置要綱にありますとおり、本市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として位置づけ、報告事項の説明、協議事項のご審議、またそれぞれのお立場で感じておられることなどを意見交換いただき、今後の障がい福祉施策に生かすべく課題を協議する貴重な場として、年2回を基本にお集まりいただいております。

今年度は、平成30年からの新たな「赤穂市障がい者福祉長期計画」の改訂年度となっております関係で5回お集まりいただく予定としております。

計画策定にあたり、従来どおり、本協議会を策定委員会として位置づけ、委員の皆様からのご意見を伺いながら、よりよい計画を策定するためにご協力をお願いしたいと考えております。

本日の報告事項でもありますが、本市では4月より「障がい者基幹相談支援センター」を開設し、相談支援体制の強化、障がいへの理解促進のための取り組みを進めているところであります。

現在、手帳を所持されている方、障がい福祉サービスを受けられている方は延べ3,000人強いらっしゃいます。

それぞれの多様なニーズに少しでも応じることのできるよう、本協議会におきまして、委員各位のご意見を頂戴しながら、障がいのある人が今以上により安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、各種施策に取り組んでまいりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。

次に、新たにご就任いただいた委員さんもいらっしゃいますので、お1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは名簿の順番によりお願いします。

(自己紹介)

事務局 皆さん、よろしくお願いたします。

次に次第4、会長及び会長職務代理の選出に移ります。

事務局 委員の皆様には、昨年から2年間、本協議会の委員をお願いしており、昨年1回目の協議会において、赤穂市社会福祉協議会〇〇委員に会長を、赤穂特別支援学校〇〇委員に職務代理として会を進めていただきました。

この度、赤穂市社会福祉協議会の役員改選に伴い、〇〇委員がご退任されました

関係で、新たに会長を選任する必要がございます。

お配りしております「赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱」第5条第1項の規定に、「協議会に会長をおき、委員の互選によってこれを定める」とされておりますので、この場で会長を選出していただきたいと思いますが、どのようにいたしましょうか。

どなたかご意見はございませんか。

《意見なし》

事務局

ないようでしたら、事務局からご提案させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長に赤穂市社会福祉協議会の〇〇委員、職務代理者には引き続き赤穂特別支援学校の〇〇委員にお願いできたらと思います。

いかがでしょうか。

《異議なし》

事務局

ありがとうございます。

それでは、会長を赤穂市社会福祉協議会の〇〇委員に、会長職務代理者を〇〇委員にお願いしたいと思います。

それでは、〇〇会長、前の席にお願いします。

事務局

それでは、会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

会長

ただ今、皆様方からのご推薦により会長に選出させていただきました。未熟ではありますが、皆様方のご支援、ご協力をいただきながら職責を全うしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本協議会は、市内の障がい福祉に携わっておられる関係機関の皆様が一堂に会される貴重な場であります。

部長からもありましたが、今年度は次期「赤穂市障がい者福祉長期計画」の策定年度ということで、本協議会を策定委員会として位置づけ、計5回お集まりいただくことになっております。

それぞれのお立場から、計画策定にご協力のほどよろしく願いしたいと思います。

本日は、報告事項6件、計画策定の関係で協議事項3件を予定しております。

また、報告・協議事項ののち、情報提供、意見交換の場も予定いたしておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

本協議会におきまして、委員各位のご意見を頂戴しながら、障がいのある人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して「顔の見える関係性」をつくってまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をお願い申しあげ、就任の

ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、会長の方に進行をお願いしたいと思っております。

議長

ここからは私のほうで会の進行をさせていただきます。

議事の進行にご協力をお願いします。

それでは、次第の5報告事項(1)第4期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局

《説明》

まず、事前送付させていただいた資料1ですが、成果目標の福祉施設の入所者の地域生活への移行の下段のパーセンテージに誤りがありました。

右上の資料1の横に修正版と記載されている資料をご覧くださいと思います。

国保連等の実績値による平成28年度の確定値ということでご報告させていただきます。

まず、第4期計画で掲げた成果目標として、3つの項目がございます。

福祉施設の入所者の地域生活への移行についてですが、平成25年度の入所者数75人の12%の9人が平成29年に地域移行することを目標としております。28年度までの累計で11人が地域移行いたしましたので、平成28年度当初見込み6人に対して進捗率は183.3%となっております。

施設入所者数について、28年度実績は63人で25年度の75人と比較して12人減となっており、28年度当初見込みは73人で25年度比2人減ということでしたので、進捗率600%という数値となっております。

施設入所者数の1人減は、先ほどの地域移行1人、死亡退所数3人が、新規入所者2人を上回ったことによるものです。

続いて、地域生活支援拠点の整備につきましては、障がいのある人の高齢・重度化を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を構築するもので、本市におきましては、平成28年度は未設置としておりますが、今年度障がい者基幹相談支援センターを開設したことにより、既存の社会資源を結ぶ面的整備の形で連携できる体制を今後、整備して参りたいと考えております。

3つ目に、福祉施設から一般就労への移行についてですが、一般就労の目標数については平成24年度実績の2倍の8人としております。平成28年度実績は9人

で、進捗としては112.5%となっております。詳細につきましては、報告事項の(4)でご説明させていただきます。就労移行支援事業の利用者数も平成28年度4人の見込に対して、昨年と同様7人の実績となっております。

就労移行率3割以上の事業所については、3カ所中2カ所の目標、見込みとしておりましたが、今年度は実績がございません。市内には3カ所の就労移行支援事業所がございますので、利用者の増加と一般就労への移行につなげるよう連携を図って参ります。

以上が成果目標になりますが、その成果目標を達成するために必要となるサービス提供量である「活動指標」につきまして、ご説明いたします。

表の左側が障害福祉サービス、右側が地域生活支援事業についてであります。

それぞれのサービスについて計画で定めた当初見込みと、年度末の実績値であります。

表下部の「当該年度の評価」に記載しましたが、当初見込みに対する進捗率が100%以下のサービスは訪問系サービス、居住系サービス、相談支援、日中活動系の自立訓練、生活介護であります。これは、サービス提供事業所が市内にない、障がいの特性による受け入れ体制が確保されていないなどの要因と、前期の実績の推移から算出した当初見込みより利用者数が少なかったことが要因として挙げられます。

逆に、当初見込みに対する進捗率が100%以上のサービスは、就労系のサービスや短期入所、障害児通所系サービスですが、就労系サービスについては事業所数の増加とともに利用希望者が増加傾向にあること、障害児通所系サービスについては受入れ態勢の充実が図られ、需要の掘り起こしにつながったことが主な要因と考えております。

地域生活支援事業はおおむね予定通りの進捗ですが、移動支援については当初見込みを下回っている状況でございます。

障害福祉サービスの今年度の改善点としては、計画策定の段階でいずれのサービスも前年比増の見込み設定をしており、この2年間の利用推移をみても進捗率の向上は見込めないサービスが多いことですが、サービス等利用計画から見える需要と事業所の受け入れ体制を鑑みて、必要なサービス量の確保に今後努めたいと考えております。

サービス利用者の増加に対して、計画相談支援、障害児相談支援事業所が不足していることが喫緊の課題となっており、新規事業所開設への働きかけ等を継続して行います。

地域生活支援事業については、今年度、開設した障がい者基幹相談支援センター

を中心として、関係機関と連携を図りながら必要な事業の実施に努めて参ります。

協議会としての意見の欄ですが、「ニーズと供給のバランスを見極めて必要なサービス量の確保に努められたい」、「計画相談支援・障害児相談支援は、早急に体制整備を図られたい」と記入させていただきましたが、これにつきまして、ご検討いただければと思います。

以上で資料1、第4期障がい福祉計画進捗管理シートについての説明は終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ご意見がございましたらお願いします。

《質疑応答なし》

議長 それでは次に行かせていただきたいと思います。

(2)新規事業の開設について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料2をご覧ください。

平成29年3月22日付で、新規事業所が開設されましたので、ご報告します。

事業所名は、NPO法人兵庫ピア就労継続支援B型事業所ピアサポート兵庫で、利用定員は10名、営業日は月曜から土曜です。

事業内容としましては、施設内作業として、メダカの養殖・販売、蜜蝋(みつろう)などを原材料にしたろうそくの制作・販売、アロマ用品の加工・販売、施設外作業として、飲食店の清掃やイベント等における製作品の販売を行うとのことです。

この事業所開設によりまして、市内の就労継続支援B型事業所数は8カ所となっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何かご質問はありますか。

《質疑応答なし》

議長 それでは次に行かせていただきます。(3)赤穂市障がい者基幹相談支援センターの運営状況等について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、まず資料3-1をもとに、ご説明させていただきます。

赤穂市障がい者基幹相談支援センターの開設についてということで、前回の平成28年度2回目の協議会で配らせていただいた資料になります。

本年4月より、医療法人千水会さんに委託しまして、社会福祉課内におきまして、障がい者基幹相談支援センターを開設いたしました。

窓口等での相談業務、訪問などの個別対応が、ますます専門性を求められるよう

になっており、我々行政職員での対応では専門的な支援が困難なケースも増えてきたこと、異動等の関係で支援の継続性が保たれないこと等の課題を解決することが、最も大きな目的となります。

主な委託業務内容につきましては、大きく分けて4つの業務を想定しています。

まず1つ目「基幹相談支援事業」は、精神保健福祉士等の資格を有する経験豊富な相談支援専門員が、窓口や電話、訪問等で障がいのある人やそのご家族の相談を総合的に行うものです。

これにより、常時相談支援専門員による相談業務が可能となり、各機関から寄せられる困難ケースなどについて一緒に課題を共有したり、自立支援協議会の相談支援部会を活用して、相談支援事業所との連携を図って参ります。

2つ目は「地域生活支援拠点事業」であります。

地域全体で障がいのある人の生活を支えていこうという趣旨のもと、恵まれた社会資源との一層の連携を図り、「顔の見える関係性の構築」を今年度の大きな目標として、該当する関係機関にお声かけをして、必要な時に必要な支援ができる体制をつくって参りたいと考えております。

3つ目として「障害者自立支援協議会運営事業」であります。

現在年2回を基本に、本日のような協議会の全体会を開催しておりますが、その全体会の開催と、部会の仕組みを再構築し、ニーズに合った部会を適宜開催し、その中で出てきた課題等について、全体会で協議・報告して参ります。

最後に「理解促進等推進事業」であります。

障がいや障がいのある人への理解を市民に広げていくことは、障がいのある人の生きづらさ、社会的障壁を無くしていくために必要不可欠なことです。その理解を促進していくための研修や啓発活動を積極的に行ってまいります。

以上を、業務の4つの柱として、この4月から取り組んでおります。

事業の予定や経過につきましては、自立支援協議会の場でも逐次報告させていただきますので、その際にご助言等を頂戴できればと考えております。

続いて、相談員より4月以降の運営状況について報告をさせていただきます。

センター

資料3-2をご覧ください。私からはこの4月から6月までの運営状況についてご説明させていただきます。

(1)基幹相談支援事業につきましては、2枚目に相談件数と主な相談内容をまとめています。この2カ月で105件の相談を受けさせていただきました。

障がい種別では精神が半数以上を占めています。ケースの特徴としましては、元々市役所の中で、子育てや生活困窮のほうに関わっていたケースと一緒に入らせてもらうことが多く、他の部署や他機関と連携して関わるものがすごく多いと思っ

ています。

また、医療にかかっていないケースにつきましては、必要に応じて医療機関と連携させていただいております。

(2)地域生活支援拠点事業につきましては、先ほど係長が申しておりましたように「顔の見える関係づくり」ということで、各種会議に出席させていただいています。毎月、各施設の利用状況の調査を行っています。そこで地域支援の把握を行っていければということで、添付の資料にも利用状況の調査票を付けていますので、またご覧下さい。

(3)障害者自立支援協議会運営事業ですが、6月に相談支援部会を開催させていただきました。6月にさせていただいた分につきましては、相談員が日々感じていることをテーマに自由に話し合いを行いました。今年度はあと2回開催する予定にしています。

(4)理解促進等推進事業ですが、障がいのある方への接し方について、民生委員さんや児童委員さんにお話をさせていただきました。話をしていく中で、障がい者のことを知らないのどう接したらいいのかわからない、特に精神は目に見えない障がいだから不安ですという意見がたくさん挙がっていたので、主にそういったところを中心にお話をさせていただきました。2カ月やってみて分からないことだらけですが、これからやっていきたいと思うことについて少しお話させて下さい。

今まで精神のほうの相談を主に受けさせていただいていましたが、こちらに来させていただいて、それ以外の障がいに関わるが増えてきて、特にお子さんの相談が今までの経験とは違う分野なので、悩むところも正直あつたりします。そういったところは経験を積んで私自身が勉強していければと思っております。

地域生活支援拠点事業、自立支援協議会につきましては、具体的な事業の方向性を検討、事業の運営を通して各関係機関のパイプを強く、太くしていければと思っております。今年度中には連絡会を開いて、市内の各施設さん同士、顔の見える関係づくりをしていければと思っております。

7月には就労支援部会を開催予定にしております。その他、一応部会がありますが、活動していない状況もあつたりもするので、どういった部会が必要なのかそういったことも皆様と相談していきながら開催していければと思っております。

最後に、理解促進等事業につきましては、8月に地域の困りごと応援隊の研修でお話させていただきます。自分の経験等を話していくことで、少しでも多くの方に障がいのことを知っていただければという気持ちで、いろいろなことを積極的にしていければと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今の説明、報告について何かご質問等がありましたらお願いします。

特に今年度からの新規事業ということで今、担当のほう頑張っておられるようです。よろしいでしょうか。

《質疑応答なし》

議長

それでは次に行かせていただきます。(4)各施設等における一般就労状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、資料4をもとに、各施設等における一般就労状況等について、平成28年度中の状況をご説明させていただきます。

市内には就労移行支援事業所が3施設、就労継続支援A型事業所が3施設、昨年度の時点では就労継続支援B型事業所が7施設ございました。分類のところの赤穂市・市外については、サービスの支給決定を赤穂市が行っている人かどうかを示しています。

資料1でも説明させていただいたとおり、平成28年度の一般就労移行者は合計9人となっております。就労移行支援から5人、就労継続支援A型事業所から1人、B型事業所から3人という内訳です。

9人中3人が、就業・生活支援センターさんに、2人がハローワークさんにお世話になり、就労につながったという報告を受けております。

全ての定員236人に対して、利用者数は市内・市外合わせて324人で、全ての方が毎日フルに利用する状況でないため、若干の受け入れが可能というところですが、最近の相談状況なども考えると、今後、受け入れが不足する可能性が高いと考えております。

次に2ページ目、平成28年度の赤穂特別支援学校における進路状況についてですが、卒業生15名のうち、就労継続支援A型が2名、B型が5名、就労移行が2名、施設入所が5名、職業訓練校が1名という内訳になっております。

続いて、西播磨障害者就業・生活支援センターにおける就労状況については、最後の情報提供のところで、ご発表いただく内容と類似の内容ですので、あわせて〇〇委員よりご説明いただきます。

〇〇委員

平素は障がいのある方の就労支援にご協力を賜りましてありがとうございます。昨年度の当センターの西播磨圏域の実績は、別に配布しております2枚綴りの資料のとおりです。

平成28年度3月末で登録者は403名です。内訳は知的の方が67%、精神の方が20%、身体の方が12%となっております。知的な問題であるとか、コミュニケーションの課題で支援の必要な方がほとんどです。地域移行や就労支援に力を入れて

おられる精神科病院さんとの連携や、地域との相談支援事業所との連携が進み、精神障がい、発達障がいのある方の登録が増えております。それに伴いまして、精神、発達障害の方の就職件数も増加しましたが、他の障がいの方々に比べると定着率が見劣りします。今後は定着支援も含めて、各関係機関と協力していきたいと思っております。

就職者の推移については、配布資料でございますように、平成 27 年度は延べ 32 名、そのうち 13 名が当センター援輔先への就職でした。援輔先というのは、定着支援等でお邪魔している企業さんへ「もう一人どうですか」ということで、引き続き雇用していただいたケースが 13 名ございました。平成 28 年度の就職者数は延べ 29 名です。そのうち、当センター援輔先への就職は 5 名と減少いたしました。その分障がい者専用求人での就職が増加しました。このように企業の障がい者雇用意識は年々、高まりを見せておりまして、当センターが開設されました 11 年前とは隔世の感がいたします。

ただ、雇用形態ですが、正規雇用が少なく、非正規やパート契約が主流となっております。職業では技術的職業の方も数名いらっしゃいますが、大多数が事務補助や清掃、軽作業等、雑務で就職されております。就職先につきましては、医療福祉やサービス業、製造業、小売業が中心となっております。支援が必要でない方は自分で就職されますので、その方々は専門分野での就職も支援なしで就職されておられます。

さらに、平成 28 年度は、A 型事業所への当センターからのあっせんが 17 名で A 型事業所の新設に伴いまして、利用者が年々増加しております。最近では景気の回復や雇用率、該当企業の増加により、障がい者の採用意欲が高まる企業が増えておられ、当センターに対しても、どなたかいないかと問い合わせが増えてはおりますが、それに応募できる障がいのある登録者の方が少なく、募集職種と就職したいという障がいのある方とのミスマッチが目立っておりますので、今後はこれらの解消をハローワークさん共々、連携をして企業側に働きかけて行きたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明、ご報告等について、ご質問ありますか。

《質疑応答なし》

議長 ないようでしたら次に移らせていただきます。(5)優先調達の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料 5 をご覧ください。

優先調達の進捗状況について、ご報告いたします。

本市では、平成 26 年度より毎年調達方針を定めて本市が行う物品や役務の調達において、障害者就労施設等からの優先的な調達を推進しています。

平成 28 年度の調達実績としては、弁当、おかしなどの物品系が 3 件で 328,800 円、印刷、除草作業の役務系が 8 件で 1,531,249 円、合計で 11 件 1,860,049 円となっております。年度別の推移を見ますと、平成 27 年度の実績額は前年と比較してやや落ちましたが、平成 28 年度は過去最高額を記録しております。

平成 29 年度についても、目標額を達成できるよう、町内周知に努めてまいります。

なお、2 ページ目には、広報あこう 6 月号の記事を掲載しております。毎年調達実績を公表することになっていきますので、その掲載にあわせて、市内の障害者就労施設の紹介記事を掲載しております。

市役所からの発注だけでなく、市民や企業からの発注についても、PR して参りたいと思っております。障害者就労施設の仕事が増えれば、そこで働く方の工賃向上や社会参加につながりますので、機会あるごとに PR していきたいと考えております。

説明は以上になります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何かご質問はありますか。

1 番の平成 28 年度調達実績の合計 11 件、1,860,049 「件」となっていますが、「円」ですね。訂正をお願いします。

《質疑応答なし》

議長 その他、無いようでしたら次に移らせていただきます。(6)障がい者手帳等所持者数について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料 6 をご覧ください。

障がい者手帳等の所持者数についてまとめております。

身体障がい者手帳は平成 25 年度にシステム導入したことで、それまで反映されていなかった死亡・転出者の一部が反映され、前年度比が大幅に減少し、その後毎年減少傾向にあります。

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療については、年々増加の一途をたどっています。

昨年も触れさせていただきましたが、特に精神通院医療については、平成 20 年度比約 1.5 倍、240 件増と大きく増加しております。

何らかの障害福祉サービスを受けている人は、受給者証数で 410 人、障害児通所支援は 124 人、地域生活支援事業は 125 人の方が受給者証を持っておられます。

手帳の重複所持、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方が手帳または自立支援医療を所持しているなどを考えても、3,000人以上の方が、障がい福祉に何らかの形で関わりがあることとなります。協議事項にもありますが、この方々が今回のアンケート調査の対象者ということとなります。

説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の報告につきまして、何かご質問等ございますか。

〇〇委員 年度の推移を見ていますと、身体が減ってきて、精神と知的の増加が目立ちますが、この傾向というのは全国的にあるのでしょうか。赤穂市独特のものと考えていいのでしょうか。

事務局 おそらく全国的な傾向ではあると思います。というのは身体の方が、65歳以上の高齢者の方の割合が非常に高いので、だんだん減っていく傾向にはあります。

〇〇委員 亡くなられているということですか。

事務局 そうですね。そういう傾向が見られます。

議長 その他にないようでしたら、以上で報告事項は終わりました、次に協議事項に移りたいと思います。

「赤穂市障がい者福祉長期計画の策定について」(1)第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 こちらの説明は、策定事業者の関西計画技術研究所より説明をいただきます。

委託事業者 私のほうから、資料7を説明させていただきます。

こちらの資料7につきましては、今回、障害福祉計画が全国的に策定される年になっておりまして、国のほうから、そのなかでこういったところを考えて下さいと示されたものです。

一枚もののA4横のものが概要版のような形になっており、16ページからがその内容を詳しく書いているところです。ポイントが6つほどありますので、資料の16ページを見ながら、ご説明をさせていただきます。

16ページの真ん中あたりに「◎第5期計画に係る基本指針の主な内容」が記載されており、項目が6つあります。1つ目が地域における生活の維持及び継続の推進、2つ目が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、3つ目が就労定着に向けた支援、4つ目が障害児のサービス提供体制の計画的な構築、5つ目が地域共生社会の実現に向けた取組、6つ目が発達障害者支援の一層の充実となっており、こういったところをポイントに障害福祉計画を各自治体さんで策定して行って下さいという話になります。

障害福祉計画の特性ですが、成果目標に関する事項というところがありまして、

先ほどの実績報告にもありましたように、一般福祉施設からの地域移行であるとか、精神障がいの方の地域移行などが数値目標であがっています。こういった5つに関しての目標を記載することになっております。

(2)基本指針見直しの主なポイントについては、先ほど6つポイントがあるとお話させていただきました。その内容をかいつまんでご説明させていただきます。

1つ目【地域における生活の維持及び継続の推進】というところです。地域生活支援拠点につきましては、全国的に整備が進んでいないという状況で、国としてもここは進めていきたいという意志の表れかと思われれます。また、基幹相談支援の設置に向けて取り組んで下さいというのが主な内容です。赤穂市につきましては今年度、設置されておりますので、この辺に関しては、目標は達成されているという考えで大丈夫だと思われれます。

2つ目【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】というところです。この地域包括ケアシステムとは、介護保険の分野で出て来ている考え方です。障がいの分野にも出て来たと思っで見させてもらっておりましたが、こちらは今までもおり、精神の方も地域で安心して暮らせるようにしましょうということが記載されています。

3つ目【就労定着に向けた支援】というところです。こちらにつきましては、来年度から就労定着支援というサービスが新しく創設されます。それに関して職場の定着率を成果目標に追加して下さいということです。

4つ目【障害児のサービス提供体制の計画的な構築】です。これまでの障害福祉計画というものは、総合支援法に基づいた形での計画となっておりますが、平成28年の5月に、総合福祉支援法と児童福祉法の一体的な見直しが行われました。そのなかで児童福祉法の関係で障害児のサービスもちゃんと確保していきましょうということが明記され、今回、障害児福祉計画を新たに策定することが義務付けられました。

今回の計画については、障害児福祉計画において、児童発達支援や放課後デイサービスなどのサービスもきちんと明記して下さいということが基本指針に追加されました。赤穂市はすでに数字的に見込まれていますが、各都道府県によって温度差がある状況で、児童向けのサービスについては、これまで見込みは必須にはなってはいませんでした。ですので、そこをきちんと整備していきましょうというお達しもあって、この児童福祉計画が強調されてきているところだと思われれます。

5つ目【地域共生社会の実現に向けた取組】、こちらは地域共生社会、障がいの分野だけではなく、色々な分野で地域共生社会を実現していきましょうということがうたわれております。その中で地域住民の方が主体的に地域づくりに取り組むため

の仕組みづくり、専門的な支援を要する人に対して、各分野が協働して、包括的に支援する体制を計画的に進めていきましょう、というところが基本指針に追記されました。

6つ目【発達障害者支援の一層の充実】ですが、こちらについても発達障がい者の地域協議会が重要であるということで、協議会の設置がうたわれておりますが、こちらは市町村単独であっても、広域での設置でも問題ないという記載が後ろのほうに書いてあります。

(3)成果目標に関する事項では、これまで地域移行に関して何パーセントという目標が記載されておりましたが、今回の目標値に関してはこうして下さいという数字が出ております。こちらはあくまでも国が示している数値目標で、例えば11%移行するであるとか、15%移行するであるとか、それは各都道府県からご指導がありますので、最低基準は都道府県の指導を目標として下さいということで、18ページから示されています。

こちらについては今後、兵庫県などの調整によって大分、変わってくるようになりますので、時間がある時に内容をご確認いただければと思っております。

私からの説明は、以上とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

ただ今、説明がありましたが、何かご質問等ございましたらお願いします。

はい、〇〇委員。

〇〇委員

成果目標として数値があがっていますが、これはあくまでも義務ではなくて目標値という形で解釈させてもらってよろしいのですね。

委託事業者

目標値に関しては、ほぼ必須で設定して下さいという形にはなろうかと思いません。

〇〇委員

達しないといけないということですか。

委託事業者

それに科すペナルティというものはございません。元々達成困難な数字があったので、それに関してペナルティはないですが、その数値を例えば精神などであれば医療調査や色々な現状から大体、こういった目標が適正であろうということで設定されていますので、それを目標に頑張ってくださいという意味合いに近いと思われます。

〇〇委員

目標と解釈していいのか、義務と解釈しなければいけないのかというところが非常に曖昧です。

委託事業者

目標で、ペナルティもございません。

〇〇委員

当医院の場合、精神障がい者の退院促進ということで、ずっと前から言われてきていて、特に1年以上入院されている方は何%か退院させなさいと言われていま

す。1年以上入院してしまっている方というのは、非常に重篤な方が多くて、自分で稼いでいくことも出来ない方ばかりです。まず、アパートを探すにしてもどうするのか、受け入れてくれるアパートがあるのか、家賃はどうするのか、そのへんから揉め事がたくさん出てくる状況なので、かなりハードルが高いと思っております。

議長 その他、何かございますか。

 特にないようでしたら、次へ移らせていただきます。(2)計画策定の概要及びスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

委託事業者 続きまして、私のほうからご説明をさせていただきます。

 まず、資料8をお開き下さい。赤穂市障害者福祉長期計画の策定概要についてというところです。1ページ目に計画策定の趣旨というところを記載させていただいております。

 障害者計画につきましては、大きく昭和56年の障害者年を契機にし、当時の厚労省が、国内行動計画として障がい者の長期計画がつくられたのがスタートです。その後、基本法の改正等を色々繰り返しながら国の計画が何度も見直されておまして、現在では平成25年9月に策定された障害者基本計画が最新のものになっております。

 こちらの国の障害者基本計画については、共生社会がテーマになっておまして、実現に向けて障がいのある人が必要な支援を受けながら自己決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援すると共に障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去するための政府が取り組むべき障害者基本法が示されています。

 近年、障がいのある方に関する法律が、基本法であったり、虐待防止法であったり、総合支援法が改正されたり、差別解消法ができたりということで、障がいの方に関する法律はかなりのスピードで法改正が行われている状況です。

 先ほどの資料「基本指針」のところでも若干説明しましたが、平成28年5月に成立しました総合支援法の一部改正法ですが、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことが、大きな背景として挙げられます。兵庫県の動きとしましては、こういった国の動きに合わせて、基本計画を策定されております。兵庫県自体は、平成27年3月にひょうご障害者福祉計画を策定されております。この計画では、自己決定と共生の2つを基本理念として障がいによって分け隔てられることなく、自分のしたいことや望んでいることに向かって進んで行くことができる社会が大事であるという計画をつくっております。

2 ページ目です。赤穂市の動きということで、事前配布で今回の計画を2冊、お送りさせていただいていると思います。まず、赤穂市さんでは、平成24年3月、障害者基本法に基づく障がい者福祉プラン、総合支援法に基づく第3期の障がい福祉計画を一体的につくられています。簡単に言いますと、前半分が基本法に基づいて障がい者施策全般の計画をつくられていて、後半が障害者総合支援法で、主なサービスの供給と見込みを記載する内容で構成されていまして、赤穂市障がい者福祉長期計画という名称でつくられています。

そして、その2年後、平成27年3月に総合支援法に基づく第4期の障がい福祉計画がつくられています。なぜ、計画の期間に差があるかと申しますと、基本法自体に基づく計画には、計画策定の期間が定義されておりません。赤穂市の場合は6年と設定されておりますが、5年を計画期間としている自治体もあれば、10年を設定している自治体もあります。赤穂市の場合は、6年で障がい福祉計画を2回経過した後、1回大きく全体の方向を見直す計画の構成になっております。この基本法に基づく計画が今年度をもって終了するところと、色々な法制度が改正されている状況がありますので、それを踏まえて、新しく一体的な計画をつくっていくところが今年度の動きです。

2番の計画の性格というところで、「(1)法律位置づけ」では、基本法に基づく計画と総合支援法に基づく計画、そして新しく児童福祉法に基づく障がい児福祉計画が今回新たに追加されるということで、この3計画を総称して、赤穂市障がい者福祉長期計画という形で今回、策定していこうと考えております。関係図として2ページの下にあるように平成29年度までは、基本法と総合福祉法に基づいた2本立ての計画でしたが、来年度から動いていく計画は、基本法と総合福祉法と児童福祉法、3つの法律に基づいて一体的に計画を進めていく形になります。

3ページ目「(2)他計画との連携」です。赤穂市においては赤穂市総合計画という最上位計画があり、その総合計画で市の政策全体の方向が示されているところです。それを上位計画としたうえで福祉の全体計画である地域福祉計画、また福祉の個別分野である子ども子育て支援事業計画、介護保険事業計画等の福祉の関連計画と整合を図るとともに、国が示している基本計画や兵庫県が示しているひょうご障害者福祉計画とも調和を図りながら、計画策定を行っていこうと考えております。

4ページ目、「3 計画の期間」です。先ほどの障がい者基本計画に関しては、法的な定めはありませんとお話させていただきました。現時点の予定としては、今回の計画は平成30年度から平成35年度までの6年計画で考えております。ただ、この中の総合福祉法と児童福祉法に基づく、福祉計画と障がい児福祉計画については計画が3年という規定がありますので、平成30年度から平成32年度までの3年間

になります。ですので、平成 32 年度に障がい福祉計画と障がい児福祉計画のサービス供給の部分に関しては、再度見直しが行われる形になります。

次の 5 ページ目、「4 計画の策定体制」です。大きく 3 つのプロセスを踏んで、計画策定を考えております。1 つ目が本日開催しております、自立支援協議会において協議、ご意見をいただきながら策定を進めて行きます。2 番目の障がいのある人等からの意見の集約ですが、障がい者手帳を所持している人、自立支援医療受給者証を所持している人、障害福祉サービス、児童発達支援を利用している人に対してアンケートをしてご意見をいただき、計画に反映していくものです。2 つ目については、地域で活躍されている団体やサービス提供事業所等に関して、もう 6 月に配布させていただいておりますが、紙面のアンケートをさせていただいております。それに基づき後日、ヒアリング調査をしながら、ご意見を踏まえ、計画を策定していきたいと考えております。

3 番目のパブリックコメントの実施については、広く市民の方からご意見を求めるためにパブリックコメントを実施します。現状の予定として、平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月くらいをめどにパブリックコメントを実施する予定としております。

続いて、策定スケジュールのほうもご説明させていただきます。

資料 9 をご覧下さい。本日 6 月 30 日の自立支援協議会を第 1 回目としまして、現状の予定としては、9 月中旬、10 月下旬、11 月下旬、パブリックコメントを挟んで、1 月下旬から 2 月上旬を目途に計 5 回、自立支援協議会を開催して、ご意見をいただこうと考えております。

作業の進め方としては、7 月、8 月についてはアンケート調査の実施、団体のヒアリングの実施をさせていただき、また、これまでの計画の評価、進捗状況をこの計画に記載されている内容がどこまで進んでいるかという進捗管理をさせていただきます。9 月には、アンケートの結果の報告や今回の計画の柱である骨子となる部分のご提示をさせていただきたいと考えております。10 月下旬の協議会までにこの計画の中身の本文を作成させていただき、10 月に一度ご議論いただきます。その内容を踏まえまして、11 月下旬にもう一度会議を開催し、意見も踏まえて、12 月にパブリックコメントを実施します。そして、そのパブリックコメントを踏まえて、1 月下旬に最終の協議会をと考えております。

サービス見込量に関しては、都道府県との調整がありますので、この 1 年間、適宜、サービス見込量を算出しながら、数値のほうもこの会議でご提示させていただきたいと考えております。

私からのご説明は以上とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

今回の一番の骨子になります計画策定の概要、スケジュールについて説明がありましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。

先ほど説明もありましたが、計画自体が6年計画と3年計画と3つの計画が一緒になった計画ということで、非常にわかりにくい部分もありますが、法との関係でこうならざるを得ないところがあるようです。何かご質問はございませんか。

《質疑応答なし》

議長 ないようでしたら、この内容でご承認いただいたものと見なします。

それでは次に移ります。

(3)アンケート調査等の実施について、事務局(策定事業者)より説明をお願いします。

委託事業者 資料10、団体事業所用アンケートについてまずご説明させていただきます。

こちらは6月にアンケート調査票を団体や事業所に配布させていただき、6月28日で回収が終了しております。このアンケートについては、団体の活動内容、事業所においては今後のサービス拡大の予定があるかというところなど、主に障害福祉計画のサービス見込量に関わる部分を1ページ目でお伺いしています。2ページ目以降は、障害者基本法の障害者計画のなかに定められている十数項目を元にしながら、なるべく答えやすい例も踏まえながら、色々な内容についてご意見を求めるという自由記述形式のアンケートを配らせていただいております。内容としては、相談支援体制、障害福祉サービスについては今回新しく子どものサービスについての見込みもありますので、子ども、精神、高齢障がい者に関するサービスについてうかがっています。3ページ以降では地域生活を続けるために必要なサービスや医療、教育、療育、就労、理解、スポーツ活動、地域の支え合い、コミュニケーション支援、緊急時の支援、災害時の支援、差別解消等、大体17項目について、お伺いしています。8ページから共生社会を実現していくためにはどうしていけばよいか、かなり大きな話にはなっていますが、そういったところでお感じになっているところやご意見を把握したいので、こういったアンケートをつくらせていただいております。

また、8ページの一番下では「4. 在宅や地域での生活を望んでいる施設入所者や入院患者の地域移行を進めるためには、どのような支援が必要とご思いますか」というような質問等で構成させていただきました。9ページ目で、重点施策を設定するかはまだ方向が決まっていますが、この中で特に進めていく分野はどういったところかについて、事業所のご意見をお聞きするために設けております。団体のアンケートとして、希望されている事業所に関しては、7月にヒアリングをさせてい

ただ予定となっております。

続いて、資料 11、資料 12 の当事者のアンケートについてご説明させていただきます。

これまでの赤穂市の障がいの方へのアンケートは、全年齢で手帳の種類に関係なく一種類のアンケートをされておりました。今回、事務局の方と色々お話させていただきまして、今回は調査を年齢別に分ける形で実施してはどうかということで、18 歳以上の調査票と 18 歳未満の調査票の二種類で実施したいと考えております。

と言いますのも、年齢によって大分違うことと、18 歳未満の方はほぼ就学期になり、学校の内容を 18 歳以上のご高齢の方に聞いても仕方がないところもありますし、18 歳前後の方であれば、今後の就労のことなど考えがあると思いますが、就学前の方にお仕事のことを聞いても負担になるというところもあります。そのへんを精査する意味も込めまして、18 歳以上と 18 歳未満のアンケートという形で構成させていただいております。

まず、資料 11 の 18 歳以上の調査票です。

こちらは大体 13 ページで構成させていただいており、2 ページ目からアンケートの項目になります。2 ページの問 1 から問 9 までが大体ご本人のことで、性別、持っている障がい、住んでいる状況、障害支援区分の認定を受けているかをお伺いしております。4 ページについては、介助、介助者の状況ということで介助者の状況をお伺いしています。どなたですかということと、困っていることは何ですかという内容です。5 ページ目、福祉サービスの状況というところでこちらについては、現在利用しているサービスと、今後利用したいサービス、またサービスを利用しなかった理由を 5 ページから 6 ページにかけて設けています。6 ページでは、困った時に相談する人は誰ですかということと、総合的な相談窓口が必要ですかという設問。7 ページの一番上は今回の新しい設問項目になりますが、4 月から赤穂市障がい者基幹相談支援センターを設置されたことでもありますので、認知度を尋ねる設問を追加しております。7 ページの真ん中から就労状況について、現在の就労状況や就労していない理由、8 ページでは、今後どのような働き方をしたいかや、どのようなことがあれば働き続けられますかなど、そのような設問をつくっています。8 ページ目、医療サービスの状況のところでは、医療的ケアを受けているものはありますか、医療を受けるにあたって困ることはありますかという設問です。問 28 は新しい項目になりますが、健診等を受けていますかという設問を追加しています。

7 番は災害時・緊急時の避難についてで、一人で避難できるか、近所に助けてくれる人がいるか、また困ることはどんなことかを聞いております。

8番は運動・スポーツについて、こちらは新しく追加させていただいたところですが。運動やスポーツの実施状況を聞いております。

9番は外出について、外出の状況と外出に困ること。

10番の理解については、近所付き合い、障がいを理由とする差別や偏見の有無、理解が深まったかと思うかという設問です。こうした構成しています。

12ページ目からは11番の今後の生活のところで、将来の生活で不安を感じることはなんですか、今後どのように暮らしたいか、住みよいまちをつくるには特になどのようなことが必要ですかという項目が最後の設問となっています。

資料12の18歳未満の調査につきましては、ほぼ同じ項目が聞けるところは聞いていますが、大きく違うのは3ページの3番学校等の状況についてのところです。こちらについては18歳以上の調査には入っていません。18歳未満のほうでは現在の就学状況について、就学前か、就学しているのかから入り、就学前の方に関しては、保育園や幼稚園の状況、園で困ることは何かというところ、就学されている方については小中高どこに通っていますか、通学で困っていることは、放課後の過ごし方、長期休暇の過ごし方、学校卒業後の進路をどのように考えてますかという設問になっています。問17、問18のところでは、就園、就学、学校生活全般に関してどういったことを望みますかというところを追加しています。

福祉サービスの利用状況の選択肢については、それぞれの年代に応じた形の選択肢で構成させていただいております。全体の流れとしてはほぼ同じようになっていますが、就学、就労の設問が異なる構成にさせていただいております。

この調査の内容についてご意見等をいただければありがたいと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただ今、3種類のアンケートについて説明がありました。特に資料11、資料12のアンケート調査の内容等について、何か皆さん方で質問等がありましたらお願いします。

委託事業者 資料8の策定のところでも記載させていただいておりますが、どれくらいの方にアンケートを配るかのご説明をさせていただいておりませんでした。18歳以上の方については1,600人、無作為抽出という形で配布させていただきます。18歳未満の方については、手帳を持っている方、サービスを受けている方の全員への配布を考えております。

事務局 今回のアンケートの項目については、事前に事業所の方にも色々ご意見を伺い、ある程度反映する形で作成させていただいております。その上でのこういった内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

議長 特に委員の皆さん方で何かございませんか。

〇〇委員どうぞ。

〇〇委員 不勉強なもので教えていただきたいのですが、アンケートをとる時の年齢の部分ですが、18歳までの方にとってアンケートの部分の2ページ、問2あなたは何歳ですかのところ、「平成29年7月1日現在」の年齢を書くようになっていますが、これは何か基準やこだわる理由があるのですか。例えば4月1日とか、平成30年の最後であるとか。

委託事業者 単純に今現在という意味で、7月1日にしているだけです。統計上等で、4月1日で考えているものではないというところです。

〇〇委員 はい、ありがとうございます。

議長 学校関係だと4月2日になるのでしょうか。

〇〇委員 学年で言えばそのようになりますね。アンケートの目的にもよりますので、学年がはっきりする年齢でとりたいのであれば、年齢の出し方によって基準からずれた学年が混ざってしまったりするので、それをお聞きしたかっただけです。

議長 確かに7月1日調査時点ですが、例えば18歳未満の関係で、3ページに学校等の状況や就学状況の部分がありますね。そうすると、例えば3月末や4月1日のほうがいいような気もしますが、特にそれはよろしいでしょうか。障がい児と障がい者の年齢で言うとうどうなりますか。

事務局 一応、18歳が1つの区切りになります。

議長 そうしたら例えば、7月1日現在の部分はいかがかなと。先生がおっしゃるように年度末か、年度当初か、国の基準等に合わせても、何ら問題はないかなと思いますが。

委託事業者 18歳の境目があると思いますが、そこについては、問13のところでも小学校、中学校、高校という形で明記していただく形になっておりますので、そこで分けます。ただ、小学校の3年生、4年生以降で分けたいというようなオーダーがあると、年齢で分けることは完全にはできません。そういうところはあると思いますが、現在の集計のイメージとしては就学前の方、小学校の方、中学校の方、高校以上の方という形で大きく4つで、どれだけの差があるかの分析を想定しています。年齢はあくまで参考値で聞いていますが、主に就学期に応じた形で分析していきたいとは考えています。ただ、それを明確に分けるということであれば、4月時点などの基準で変えなければいけないというところはあると思いますが、届いた方は今の年齢で考えられるので、現時点で聞いたほうが答える側としては分かりやすいのかなと思います。

あくまでも私の意見になりますので、また、ご意見いただければと思います。

議長 この件について他の委員の皆さん方で、ご意見があればお願いします。

はい、どうぞ。

〇〇委員 変な質問ですが、これは18歳未満とのことですが、問13の10.その他の学校のところに、大学と入っていますが、18歳未満で大学はあるのでしょうか。

委託事業者 限りなく少ないですが、それで残しているようなものです。

〇〇委員 この括弧が必要なのかなと今、思ったのですが。

委託事業者 例としてあげていたのですが、少し紛らわしいようであれば、取っても全く問題はない部分です。これは取ってもよろしいですか。

議長 事務局どうですか。

事務局 取っても特に問題はありません。取らせていただきます。

議長 その他に何かございますか。

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 18歳未満の調査票ですが、あなたはというのはご本人のことなので、例えば6歳だったら6歳の子どもの指しますよね。そうした時に、介助者や保護者が答えてしまうことが多いのではないかと思います。例えば問21にしても、あなたが今後も利用したい、あるいは、今後は利用したいサービスは、次のどれですか、と聞かれた時に6歳の子どものこれを見てどう答えるのかとか、問36の将来のことで、特に不安を感じていることは何ですか、とかについても18歳以上の調査票と項目が全く一緒です。これが現実的なのかどうか、これをご本人がどうイメージしてチェックするのかと思いました。前の調査の時も知的障がいの人ところに送られた時は、親が書いてしまっているという話も以前、委員さんからあったと思うので、そのへんの答え方が、「家族の方にお尋ねします」や「ご本人にお尋ねします」というのははっきりしたほうがいいのではないかと思います。

事務局 そうですね。ただ、この「あなた」の中には、例えば15歳くらいになれば自分の意見を持って記入されることもできます。あくまでも、この調査票をご本人が記入することが難しい場合は、ご家族や介助者がご本人の意見を確認して記入していただいても構いませんということになっています。年齢が小さい場合はご家族の意見がある程度反映されることになるとは思いますが、「あなた」ということで18歳未満を大きく括ってという形でのアンケートとなっております。

議長 よろしいでしょうか。

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 同じ件ですが、誰が書くかというところは、本人に話を聞いて、家族や介助者が代わりに書いたり、本人がわからない時も介助者が今後のその子のことを考えて必要なことを書くということで、こういう一文もあるので、それでいいのではないかと思います。

18歳未満と18歳以上というのが、最初は学校へ行っている人と分けてあっていいなと思っていましたが、大学・専門学校について、実際に、発達障がいの方で今年、頑張って大学に行かれています子どもさんがいます。その方のところにこれが来たら、18歳未満の調査票というのはどうなるのか、ご本人はどう思うのかと。そこは成人のほうになりますか。

委託事業者 その方は18歳以上ですよ。大学に通われているのですよね。もし、抽出が当たれば、18歳で区切っていますので、今のケースだと多分、18歳以上で抽出されることになりますので。

〇〇委員 特に発達障がいの方で高校を卒業して大学へ行っている方というのは、地域であったり、大学で頑張っていけるかの支援が大事なところ。今は、大学はかなり理解されていて支援もあったり、色々なことを聞いて下さる大学もあるのでいいとは思いますが、その方たちの支援もこれから大事になってきますので、そちらのほうも入れていただきたいと思いましたが、その方たちは18歳以上のほうに行くということですね。分かりました。

委託事業者 ただ18歳以上に大学や学校の話は入っていないので、その方の学校生活でのところまでは把握はできません。後ろのほうにどのようなまちづくりが必要ですかというところで、障がい児教育の充実などの選択肢はありますが、直接、学校に通い難いというところまでは、18歳以上の調査票には入っていないという状態です。

〇〇委員 ちょっと、宙ぶらりんになっている気がします。18歳以上のほうに入ることですね。ありがとうございます。

議長 やっぱり年齢の「7月1日現在」というのをもう少し再検討されたほうがいいのでは。今の意見もありますし。

事務局 基準としては18歳というところは変えられないと思います。児童と成人という区分でいけば18歳というところをご理解いただきたいですが、7月の月をどうするかということは、学年でできる形でやらせていただければと思います。

議長 その他よろしいでしょうか。

ないようでしたら、計画策定全般について何か皆さん方のほうでご意見がありましたらお願いします。

《質疑応答なし》

議長 ないようでしたら、次第7.情報交換・意見交換に移ります。

特に情報交換の関係で、事務局のほうで何かありますか。

議長 せっかくの機会ですから、皆さん方のほうで何かこの場をお借りして、情報交換、意見交換ということで何かございましたら、出してもらったらと思いますが、特に

よろしいでしょうか。

先ほどのアンケート調査の関係につきましては、また皆さん方のほうでご意見があったら、直接事務局のほうへ言ってもらったらいと思いますが、もし何かあったら来週くらいまでですか。

委託事業者 資料9のところ、個人向けアンケートが7月12日発送で7月28日に回収を締めるスケジュールにしておりまして、印刷の関係で来週の月曜日に原稿をお渡ししたいというところです。印刷屋さんが、どこまで待ってもらえるかということと、もし、発送日が14日でいいということであれば、期間を持てますが、なるべく早くお送りしたいとは思っています。

議長 基本的には今日の分でいいと思いますが、さらに再度確認されてもし何かあれば月曜日までくらいに事務局に連絡いただけたらと思います。

それではないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしております。

最後に事務局のほうで連絡事項がありましたらお願いします。

事務局 次回の協議会の日程ですが、9月20日(水)を予定させていただいております。

時間のほうはまたご案内をさせていただきたいと思います。9月は議会中となっており、9月20日が一番いいということで、みなさんご都合を合わせていただければと思っております。

今、お配りしておりますのが、この会議とは少し違いますが、忠臣蔵を題材としたNHK大河ドラマ実現を求める署名にご協力をとっております。これは義士親善交流友好都市会議ということで、こちらのほうに赤穂市も入っております、2020年の東京オリンピックの年にNHKの大河ドラマを誘致しようということで赤穂市のほうも全面的に誘致活動を行っております。みなさんのほうにお配りさせていただきましたのが、署名の用紙です。今日、書いていただけるようでしたら、回収させていただきます。もし、事業所のほうで書いていただけるようでしたら、そちらのほうもご協力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 それでは、これをもちまして平成29年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会を閉じさせていただきます。

本日は長時間にわたって大変お疲れ様でした。